

○ 子育て・教育環境の充実

(1) 保育無償化の拡充と在宅等育児支援の充実

(こども家庭庁)

【本市の提案・要望】

- 子育て世帯の経済的負担軽減とニーズに応じた支援策の強化
- 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保・充実

【現状・課題】

- 0～2歳児の子育ては、保育所等利用の有無など様々であり、保護者の育児負担等は大きいにも関わらず、支援が比較的手薄となっている。こども未来戦略でめざす将来像の実現に向けては、子育てしやすい環境を更に広げていく必要があるため、保育無償化の拡充や在宅等育児への支援など、経済的な面を含めた支援の強化が必要である。
- 根本的な待機児童問題は未だ解決していない。本市では、女性就業率は今後も増加し保育ニーズが更に増えると見込まれることから、保育を必要とする全てのこどもが入所できるよう受け皿を確保するとともに、労働環境を含め保育士等の処遇を抜本的に改善し保育人材を安定的に確保するため、国による積極的な支援が必要である。

(子育て世帯の経済的負担軽減とニーズに応じた支援策の強化)

- 全てのこどもが等しく教育・保育を受けられるよう、認可保育所等について、多子世帯の保育料及び副食費の負担軽減に係る所得制限等を撤廃するとともに第2子の保育料を無償化すること。また、企業主導型保育事業についても、保育の質等において認可保育所等に準じた運営がなされているため、第2子以降の保育料を無償化すること。
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、歳児別単価の増額や賃借料補助の給付費化等、安定した事業運営ができる新たな給付制度となるよう財政措置の充実が必要である。
- 在宅等子育て家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう、支援メニューの受け皿拡大が必要であり、安定した運営と新規の参入促進のため、一時預かり事業については、専任の保育士配置や0歳児の受入れ加算制度の創設、補助区分の細分化と補助基準額の引上げが必要であり、病児・病後児保育事業は、賃借料への補助制度の創設など財政措置の充実が必要である。地域子育て支援拠点事業については、国の実施要綱では一般型は原則1日5時間以上開所とされているものの、新たに創設された賃借料加算は、開所時間が6時間未満の事業所は補助対象とならないため、要件緩和が必要である。

(「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保・充実)

- 施設整備促進のため、現状でも整備費が補助基準額を大幅に超過し過度な事業者負担となっている実態を踏まえ、廃止された土地借料加算の加算適用や保育所等改修費等支援事業の単価嵩上げに代わる新たな財政措置等とともに、賃貸物件の活用促進のため、都心部の実勢賃料から乖離している公定価格の賃借料加算額を東京都、埼玉県等と同額とするなど実情に応じた金額とすること、また、安全・安心な保育環境の確保のため、老朽化した保育施設の建替え等に対する、補助率の嵩上げ等の財政支援が必要である。
- 保育士等の給与水準について人事院勧告に伴う引上げが実施されたが、一般労働者との格差是正に至っていないため、国の責任において更なる給与改善を図るべきである。
- 保育人材確保には、労働環境の改善や継続雇用の支援策の充実を図るなど、働き方改革に向けた取組を進めていく必要があるため、完全週休二日制や有給休暇取得を促進する加配制度を創設するとともに、保育の受け皿として1・2歳児を受け入れている幼稚園型認定こども園については、他の認定こども園と同様、支援策の対象とする必要がある。
- 1歳児に係る保育士等の配置について、今年度より5対1に配置改善を行う施設への加算が措置された。しかし、平均経験年数が10年以上などの要件が示され、本市では半数以上が対象外となる見込みであることから、経験年数の要件を撤廃すべきである。

- 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）について1歳児の受入単価を2歳児と等しくするとともに、特別支援児童の利用に際しては、保育士の加配等事業者の負担が多い実態を踏まえ、一般型や幼稚園型Ⅰと同じく特別支援加算の設定など財政措置の充実が必要である。

担当：こども青少年局

○多子世帯の保育料の負担軽減 【例：3きょうだい 第1子は小学生 第2子・第3子は保育所（0～2歳児）の場合】

	第1子 小学生	第2子 保育所	第3子 保育所
年収約 360 万未満相当世帯	第1子	第2子【保育料半額】	第3子【保育料無償】
年収約 360 万以上相当世帯	カウント対象外	第1子【保育料通常】	第2子【保育料半額】

同じ世帯構成でも所得水準によって子のカウントが異なり、保育料の負担に差が生じている。

※本市独自で保育料に係る多子軽減の所得制限撤廃と第2子の保育料を無償化（R6.9） → 国制度として実施が必要

○企業主導型保育事業と認可保育所の無償化の現状

	企業主導型保育事業	認可保育所
対象年齢	0～5歳 ※企業が決定	0～5歳
対象児	従業員のこども	保育を必要とするこども
利用料金	企業が決定※国の目安額あり	自治体が決定
無償化	対象 すべての3～5歳児 住民税非課税世帯の0～2歳児 対象外 住民税課税世帯の0～2歳児	対象 すべての3～5歳児 住民税非課税世帯の0～2歳児 対象外 住民税課税世帯の0～2歳児
多子世帯減免	なし	あり

企業主導型保育事業も国制度として第2子以降の保育料無償化の実施が必要

○一時預かり事業の補助制度

・専任の保育士配置

運営費基準額（300人未満）

【参考】保育士人件費（R6.8時点公定価格）

2,833千円
4,550千円

⇒ 国の運営費基準額では、**保育士1名分の給与にも満たない**

・0歳児受入（保育士配置基準）

0歳児 3：1 ⇔ 1・2歳児 6：1

⇒ 他の歳児と比べて**配置を手厚くする必要あり**

加算制度の創設が必要

・補助区分の細分化と単価引上げ

（国基準）

年間延べ利用児童数 基準額

300人～900人未満	3,105千円
-------------	---------

900人～1,500人未満	3,321千円
---------------	---------

（本市基準）

年間延べ利用児童数 基準額

300人以上～400人未満	3,105千円
400人以上～500人未満	3,141千円
500人以上～600人未満	3,177千円

900人以上～1,000人未満	5,038千円
1,000人以上～1,100人未満	5,284千円
1,100人以上～1,200人未満	5,530千円

単価引上げ

細分化

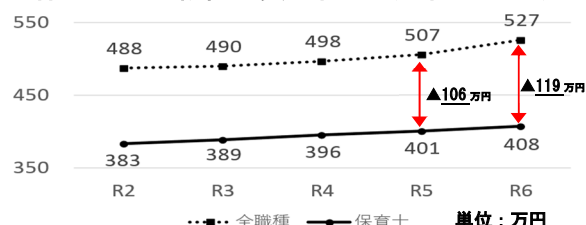
○病児・病後児保育事業の現状

区分	自己所有	賃貸物件
国補助	建設補助	改修補助
賃料負担（事業者）	—	自己負担 400千円程度

↓
賃料の経済的な負担が大きく、賃貸物件を活用した新規事業者の確保や安定した運営に繋がりにくい

賃借料加算制度の創設が必要

○保育士と全職種の賃金格差（全国・年収）



【出典】令和6年度 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

○保育所整備の現状

・自己所有（定員83人新築・土地賃借なし）の場合

R6民間保育所整備補助金	R6実績額
補助基準額 271百万円	整備費用平均 325百万円
補助金 203百万円 75%	補助金 203百万円 62%
法人負担 68百万円 25%	法人負担 122百万円 38%

・賃貸物件（定員97人改修）の場合

	R6基準額	R6実績額
整備費（改修費）	64,929千円 （嵩上げなし・3/4補助）	約 206,800千円
賃借料	月額 330千円 （給付費賃借料加算）	月額 3,000千円 （賃料実績）

○給付費における賃借料加算区分・加算額

（令和7年度基準額（定員60人））

区分	都道府県	加算月額	R7地価公示（㎡）
a地域	東京都	486千円 （⑧8,100×60人）	東京都 1338.7千円
	神奈川県		横浜市 394.7千円
	埼玉県		さいたま市 359.4千円
	千葉県		千葉市 189.2千円
b地域	大阪府	264千円 （⑧4,400×60人）	大阪市 1059.8千円
	奈良県		奈良市 151.0千円
	滋賀県ほか		大津市 102.6千円

○保育所における開設年数と職員の平均経験年数の関係

	各施設における職員の平均経験年数								計	
	1歳児配置改善加算の対象外						1歳児配置改善加算の対象			
保育所の開設年数	10年未満の割合	5年未満	6年	7年	8年	9年	10～14年	15～19年	20年以上	
5年未満	75.6%	2	6	10	6	10	11	0	0	45
5～9年	61.9%	7	9	14	17	13	34	2	1	97
10～19年	38.9%	3	7	8	5	14	44	10	4	95
20年以上	13.9%	0	2	6	5	8	84	40	6	151
総 計	39.2%	12	24	38	33	45	173	52	11	388

- ・開設年数が短い保育所ほど平均経験年数が短い傾向にあるため、1歳児の配置改善は開設間もない施設の人材確保や質の向上にも必要。
- ・「平均経験年数10年以上」の要件をはじめ、すべての要件を考慮すると、対象となる施設は半数に満たないことが見込まれる。

○ 子育て・教育環境の充実

（２）全ての妊産婦等・子育て世帯・こどもへの包括的な支援の推進

（こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省）

【本市の提案・要望】

- 妊娠前からのライフステージを通じた切れ目のない支援の推進
- ひとり親家庭への支援の充実など、こどもの貧困対策の推進
- 放課後に安全・安心に活動できる健全育成の場の提供に向けた取組の推進

【現状・課題】

- こどもへの投資は「未来への投資」であり、こどもへの支援は当然のこと、現役世代への重点投資として、こどもを望む世帯や子育て世帯へもサービスを拡充し、きめ細やかで切れ目のない支援に取り組む必要がある。そのためには、こども家庭庁が司令塔となり、抜本的な社会構造改革や制度改正、こども関連予算の大幅増などの財政措置とあわせて、自治体の相談支援体制の機能強化を率先して推進しなければならない。
- こどもの貧困対策は国をあげて取り組み、こどもたちの未来が生まれ育った環境により左右されることなく、等しく教育を受けられ、進路をあきらめずに自らの可能性を追求でき、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現をめざす必要がある。
- 全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、市内の全市立小学校（283 か所）において放課後子供教室（児童いきいき放課後事業）を実施しているが、女性の就業割合の高まりや核家族化の進行などにより、受入児童数は年々増加しており、指導員の人材確保などが課題となっている。

（妊娠前からのライフステージを通じた切れ目のない支援の推進）

- 包括的な支援の取組は、妊娠前から始まっている。こどもを生み育てることを希望する世帯が安心して必要な不妊検査や不妊・不育治療を受けられるよう、早期に保険適用の範囲を拡大するとともに、保険適用されるまでの間においては、検査費や治療費に係る全国統一的な助成制度が必要である。
- こども家庭センターが、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの包括的な支援を行うにあたり、統括支援員やサポートプラン作成にかかる支援員の役割が今後ますます重要となってくる。母子保健と児童福祉の双方に十分な知識を有する専門性の高い人材を安定的に確保していくためには、各自治体の実情に合わせた人員配置となるよう国庫補助基準を見直すべきである。

（ひとり親家庭への支援の充実など、こどもの貧困対策の推進）

- ひとり親家庭、特に母子世帯については、実態調査から経済状況が極めて厳しいことが明らかになっており、自立に向けた就労支援が、こどもの貧困対策として効果的である。そのため、高等職業訓練促進給付金を引き上げ、修学に専念できる環境を整えることや、就職に有利な看護師等の専門学校への入学に向け、予備校等の専門学校受験対策講座の費用に対する補助制度の創設が必要である。
- 医療費助成全般について早期に国において制度化すべきであり、特にひとり親家庭への制度は全ての都道府県で実施済みのため、国による財政措置が必要である。
- 施設入所中の高校生等が、希望しながらも学習塾等による勉学の機会が少ないことを理由に大学等への進学を断念し、結果として職業選択が制限され、貧困の連鎖を生むこととならないようにする必要がある。こどもが将来の自立に向けて必要な力を身に付ける機会を確保するため、高校生の学習代等についても中学生と同様に上限のない実費額の支弁が必要である。

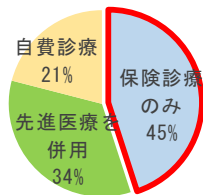
（放課後に安全・安心に活動できる健全育成の場の提供に向けた取組の推進）

- 全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・交流活動を行うことができ、子育て世帯が就学後も切れ目なく支援を受けるためには、安定的に指導員を確保することが重要である。

しかしながら、昨今の雇用情勢等の影響を受け、最低賃金並みの謝金では人材確保が困難であるため、補助区分を謝金から賃金へ見直したうえで、補助単価を引き上げる必要がある。

担当：こども青少年局

○大阪市内医療機関における不妊治療の保険適用後の実態調査結果（令和4年8月）



令和4年4月より体外受精・顕微授精を伴う不妊治療が保険適用されたものの、市内医療機関での治療実績(令和4年4～6月)において、**保険診療のみで実施できた割合は45%**であり、一定の経済的負担は残っている。
※生殖補助医療を実施する市内医療機関へのアンケート調査

経済的な負担を軽減し、こどもを望む方が安心して必要な検査や治療を受けられるよう、国が安全性・有効性を一定評価した治療や検査について、早期に保険適用とするとともに、保険適用されるまでの間の助成制度が必要
※令和5年4月：本市独自で助成制度創設

○こども家庭センター サポートプラン作成支援員の配置加算

	国基準	本市【直営】
補助基準	非常勤職員のみ (直営の場合)	常勤職員
	こども家庭センターごとに配置 (本市 R7：24か所、32人)	

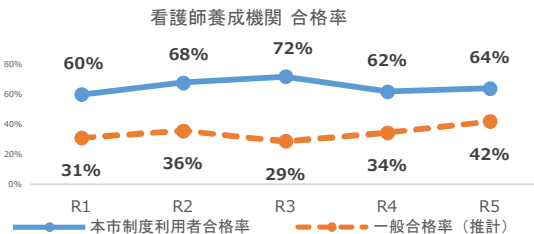
➡ 常勤職員の配置に対する加算が必要

○ひとり親家庭への就労自立支援施策の状況 ・高等職業訓練促進給付金

年 度	H21	H22	H23	H24	H29	H30	R元	R6
支給人数	147	204	127	56	65	108	113	103
給付単価(千円)	141	141	141	100	100	141	141	141
(国基準額)	141	141	141	100	...	100	100	100
支給期間上限	全期間	全期間	全期間	3年	3年	3年	4年	4年

国制度が拡充されていた平成21年～23年の実績をもとに、平成30年より市負担で補助額の上乗せにより、利用者が増加する効果が得られたため、給付額の引上げが必要

・専門学校等受験対策給付金 ※市単独事業



・予備校などが実施する専門学校等受験対策講座の受講費用を補助(給付上限額330千円)
・看護師養成校の社会人入学定員が少ないなか、本市制度利用者の合格率は、一般受験者の合格率より高く推移しており事業効果が確認できる。

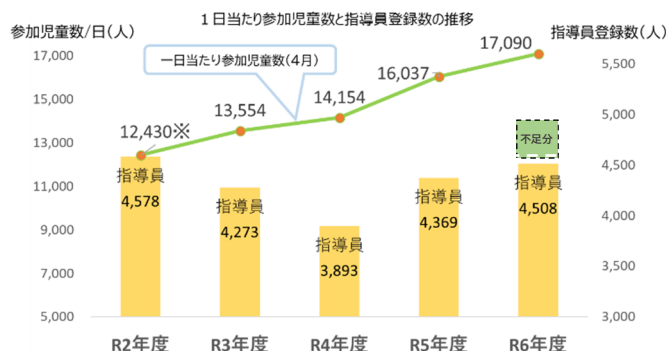
・ひとり親家庭の安定した就労や自立につながる資格取得のため、国による補助制度の創設が必要

○施設入所児童(里親委託含む)の学習代に支弁される措置費の状況

	教育費	教材費	部活動費	学習塾費(中学)、補習費(高校)
中学生 基準	9,380円	実費(上限なし)	実費(上限なし)	実費(上限なし)
高校生 基準	公立：28,330円 私立：39,540円			月額20,000円(高校3年 月額25,000円)

学校生活(課外活動含む)及び学校外の学習費用について、**中学生は実費が支給されるが、高校生は上限設定があり、不足分は施設等の持ち出しとなる。**特に里親委託においては、不足分が**里親個人の持ち出し**とならざるを得ない。

○放課後子供教室(児童いきいき放課後事業)の状況



※R2年度はコロナの影響を除外するため7月の児童数を使用

・参加児童数が増加しているため、安全確保の観点から、指導員の増員が必要となるが、一方で、昨今の雇用情勢等の影響を受け、人材確保ができず指導員不足(約320人)が深刻

・現在の最低賃金並みの謝金では人材確保が困難であることから、指導員の処遇改善を行うため、国の補助制度の見直しが必要

○ 子育て・教育環境の充実

（３）児童虐待防止対策と社会的養護の充実

（こども家庭庁）

【本市の提案・要望】

- 児童虐待の発生の予防及び迅速・的確な対応のための体制強化と財政措置
- 社会的養護の充実
- 施設退所者等への自立支援の充実

【現状・課題】

- 児童虐待相談受付件数が高い水準で推移するなか、重大な児童虐待ゼロの実現をめざし児童虐待防止対策を推進するためには、こども相談センター（児童相談所）の機能強化とともに、市民に身近な区役所（こども家庭センター）との連携・支援の強化や被虐待児の受け皿ともなる児童養護施設等の養育環境の充実を図る必要がある。
- 児童養護施設や乳児院等において、ケアニーズの高い児童への対応の難しさや夜間勤務等負荷の大きい勤務内容のため、職員の離職率が高く、人材の確保に苦慮している。
- 施設の小規模化かつ地域分散化の推進においては、物価高騰等の影響から整備工事費が急騰し、運営法人に想定を超える負担が生じており、負担軽減措置が必要である。
- 施設入所児童（里親委託含む）が学校生活を送るにあたって必要となる経費にかかる措置費が実態と乖離しており、施設等の負担となっている。
- 法改正により児童自立生活援助事業が拡充され、措置解除後も施設等で継続して生活できることや、社会的養護自立支援拠点に支援コーディネーターが配置されるなど、事業利用者に対する支援体制の充実が図られたものの利用は伸び悩んでいる。一方、児童相談所において全ての措置解除者等の支援計画の作成を担ってきた自立支援コーディネーターの配置が見直されたため、施設退所後の生活の変動に対応できず、必要な支援にもアクセスできない社会的養護経験者の増加が危惧される。

（児童虐待の発生の予防及び迅速・的確な対応のための体制強化と財政措置）

- 区役所における相談支援体制・専門性の強化及び児童相談所との連携強化のために、児童相談所に配置する区役所支援のための児童福祉司を、指定都市で１人ではなく、複数ある児童相談所ごとに配置するための制度改正と財政措置の拡充が必要である。

（社会的養護の充実）

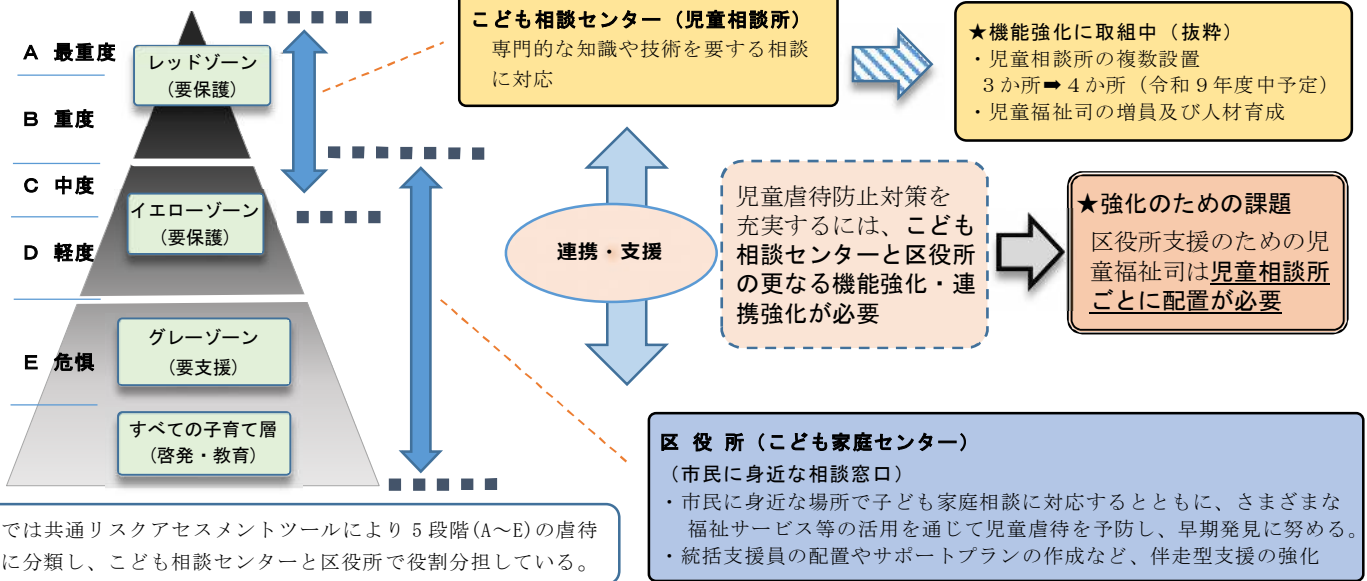
- 児童養護施設等における施設の小規模化かつ地域分散化に伴い、児童指導員等の人材不足の深刻化が見込まれるため、離職防止は急務であり、人材確保策、離職防止策の制度創設とともに、更なる措置費の引上げに加え、業務の困難性・特殊性に見合った手当の創設等の処遇改善が必要である。
- 施設整備補助金は算定基準の見直しが行われた結果、地域小規模児童養護施設の新設にかかる法人負担は改善されたが、施設全体の拠点となる本体施設の建替整備では仮設工事・既設撤去等の工事費負担が過大となるため算定基準の引き上げが必要である。
- 施設入所児童（里親委託含む）に対して支弁される措置費について、実際に学校等に支払う額と大きく乖離しているため、見学旅行費、入進学支度金、夏季等特別行事費について、単価の引上げ又は実費額の支弁が必要である。

（施設退所者等への自立支援の充実）

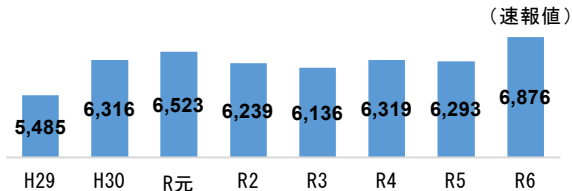
- 全ての施設退所者等の自立支援を推進するため、児童相談所に専門の自立支援コーディネーターを配置し、施設退所前の自立に向けた準備期間から施設退所後まで継続的な支援を行うことができるよう、同雇用経費等に係る安定的な財政措置が必要である。
- 児童養護施設や母子生活支援施設の利用者が、退所後に自立した生活を営むことができるよう、つながりを持った施設が一貫した支援を安定的に行うため、措置費の加算対象となっている自立支援担当職員を必置とすることが必要である。

担当：こども青少年局

○子育て支援・児童虐待対応体制



○こども相談センターにおける児童虐待相談受付件数の推移



○児童養護施設等における小規模化の状況及び必要職員数

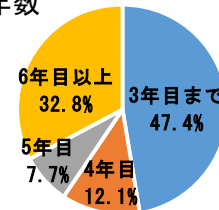
	R 6	R 11
本園内小規模グループケア数*1	53か所	73か所
地域小規模・分園型グループケア数*1	31か所	66か所
必要職員数 *2	576人	682人

*1 大阪市社会的養育推進計画（令和7～11年度）から作成
*2 措置費制度で最大限加算配置した場合の直接処遇職員数

○児童養護施設等における児童指導員等の離職率と勤続年数

	R 3	R 4	R 5
児童養護施設等（大阪市）*1	14.4%	13.3%	11.4%
保育施設保育士（全国）*2	9.8%	10.5%	10.3%

*1 本市所管施設へのアンケートから作成（令和6年9月実施）
*2 （参考）厚生労働省「社会福祉施設等調査」から作成



離職率が高く、定着促進に向けた対策が必要

令和6年度民間施設給与改善費適用申請書・計画書より（令和6年4月1日時点）

○児童養護施設等における児童指導員等の平均賃金

児童養護施設等（大阪市）*1	保育士（全国）*2	全産業（全国）*2
391万円	401万円	507万円

*1 令和5年度民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善加算実績報告書より算出
*2 （参考）令和5年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から作成

○児童養護施設等整備の現状（R 6）

児童養護施設（本体施設）			乳児院（本体施設）			地域小規模児童養護施設		
補助対象経費	551百万円		補助対象経費	695百万円		補助対象経費	51百万円	
補助金	365百万円	66%	補助金	298百万円	43%	補助金	38百万円	75%
法人負担	186百万円	34%	法人負担	397百万円	57%	法人負担	13百万円	25%

補助制度では法人負担が1/4となっているが、**大きく超過している実態**にある。
（次世代育成支援施設整備交付金）

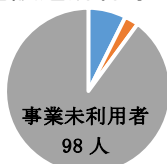
○見学旅行費等における措置費単価と市管施設における支出平均額

	見学旅行費		入進学支度金		夏季等特別行事費	
	措置費単価	平均額※	措置費単価	平均額※	措置費単価	平均額※
小学校	22,690円	24,005円	64,300円	87,715円	3,150円	14,991円
中学校	60,910円	72,652円	81,000円	93,674円	3,150円	21,578円
高等学校	111,290円	146,336円	86,300円	143,898円	—	—

※平均額は本市管轄施設等に対して実施したアンケート調査による

学校行事の費用について**不足分は施設等の持ち出し**となる。特に里親委託においては、不足分が**里親個人の負担**とならざるを得ない。

○施設退所者等の状況



令和5年度 施設等措置解除者109人の状況（18歳以上）
施設等で生活継続8人
拠点事業活用3人
事業未利用者98人

就労者（市管施設退所後）の状況	
半年以内に離職	37%
半年から1年で離職	8%
1年以上就労継続	55%

令和5年度施設退所者の**45%が1年以内に離職**
（※令和4年度50%）

全ての者を対象に自立前から自立支援の専門性を持つ職員による支援が必要。

○ 子育て・教育環境の充実

（４）こどもの教育環境の充実

（文部科学省）

【本市の提案・要望】

- 学校給食費の無償化実施に係る財政措置
- 児童生徒の急増対策に係る国庫負担制度等の拡充及び老朽化が進む学校施設の維持管理・更新を推進するための制度拡充並びに財源の確保
- ICT 活用における将来にわたる費用の継続的かつ十分な財政措置

【現状・課題】

（学校給食費の無償化）

- 大阪市立学校の児童生徒の学校給食費については、令和２年度から令和４年度までは新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい社会情勢を踏まえ臨時的な負担軽減措置として無償としてきた。また、令和５年度からは、義務教育無償の趣旨を踏まえ、「食育の生きた教材」である学校給食の全員全額無償化を本格実施しているが、本来学校給食は、国の施策において無償となっている教科書等と同様に、就学義務と密接な関わりがある義務教育無償の範囲内に位置づけるなどすべきであり、恒久的に実施するものとして財政措置が必要である。

（児童生徒の急増対策・学校施設の老朽化対策等）

- 本市では「大阪市学校施設マネジメント基本計画」を策定し、こどもの教育環境の充実にめざして、児童・生徒の急増による教室不足や学校施設の老朽化といった課題に取り組んでいる。
- 本市中心部の学校において、児童・生徒数の増加による教室不足や運動場の狭隘化が見込まれており、その課題解決に向け、平成２９年５月に「児童急増対策プロジェクトチーム」を設置し、従来の手法にとらわれない対策を検討している。その対策の実現に向けては、国の制度拡充や財源の確保が必要であり、**最大３年先の学級数でしか補助資格を算定できない、いわゆる前向き資格について、児童推計増を可能な限り先を見据え必要な教室数を整備できるよう制度を改正するとともに、補助単価の引上げが必要である。**
- 特に都心部における児童数の急増は顕著であり、**新增築及び改築事業の補助率嵩上げが必要である。**
- 学校は児童生徒の生活の場であり、災害時の収容避難所等にも指定され、老朽化対策を進めていく必要があることから、「**学校施設環境改善交付金**」について、**補助率の嵩上げ及び補助単価の引上げが必要である。**

（ICT活用のための環境整備）

- GIGAスクール運営支援センター整備事業として、令和６年度までの財源措置とされていた。令和７年度は国からの予算は示されていないが、１人１台学習者用端末活用の促進にあたり、令和８年度以降についても運用にかかる財政措置が必要である。
- 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに沿った「アクセス制御を前提としたネットワーク」の構築・運用費用などのセキュリティ対策等の費用について財政措置が必要である。
- １人１台学習者用端末更新に係る経費が補助対象となったものの、**補助基準額と実際の価格に差が発生することが見込まれることから、補助基準額の見直しが必要である。**
- **家庭学習のための通信費等について補助制度が創設されていないことから、将来にわたる継続的な費用等について財政措置が必要である。**

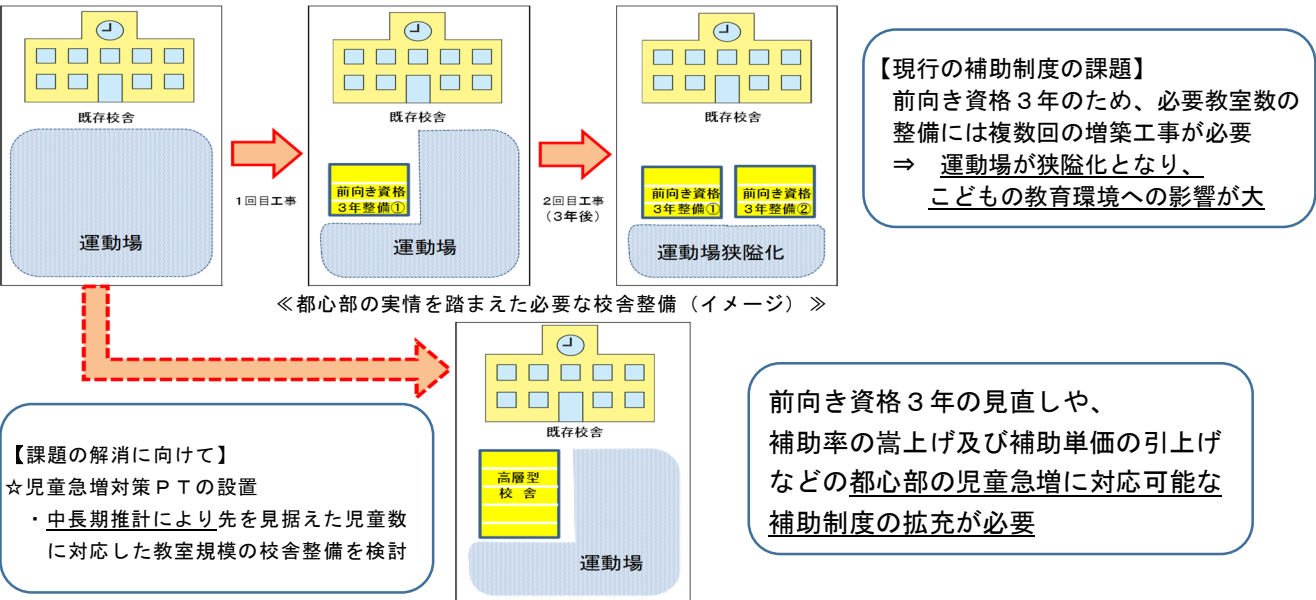
担当：教育委員会事務局

○ 公財政による教育分野への支出等

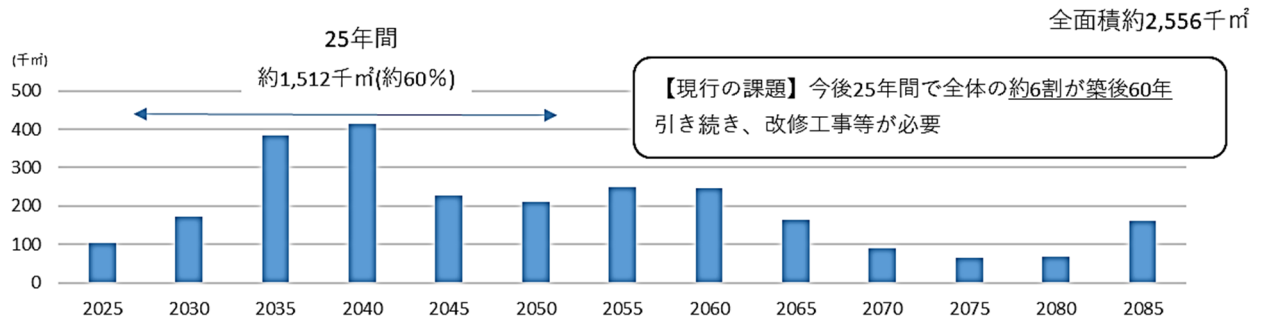
	対象者	根拠法令
授業料不徴収	国公立の義務教育諸学校の児童生徒	日本国憲法第 26 条第 2 項、教育基本法第 5 条第 4 項、学校教育法第 6 条
教科書無償給与制度	義務教育諸学校の全児童生徒	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

○ 現行の補助制度による増築校舎整備の課題

《現行の補助制度による整備校舎整備（イメージ）》



○ 耐用年数を迎える学校施設の校舎面積（耐用年数：60年）



○ 学校施設環境改善交付金対象にかかる工事費の比較について（R6）

本市工事費単価	国の想定工事費単価	差額
330,840 円	283,600 円	△47,240 円

(1 ㎡あたりの単価)

○ 学習者用端末に対する国の財政措置の状況

項目	端末整備費	家庭学習通信費	セキュリティ対策費	ライセンス費用	運用保守費用
国の財政措置	△	×	×	×	×

※補助基準額の引上げが必要

補助基準額：5.5 万円／台

R5 契約額：約 9 万円／台 R6 契約額：約 6.8 万円／台

(令和 7 年 4 月時点)